

駐車場法に基づく 駐車場の届出制度の手引き

この手引きは
駐車場法で定められている路外駐車場の届出について
解説するものです

令和6年(2024年)12月

仙台市都市整備局
総合交通政策部交通政策課

目 次

1	用語の定義	1 頁
2-1	届出(変更も含む)等の対象となる駐車場	3 頁
2-2	届出手続きの流れ	4 頁
2-3	路外駐車場の新設、又は規模・構造・設備等の変更の届出	6 頁
2-4	路外駐車場管理規定の新設又は変更届出	7 頁
2-5	路外駐車場の休止、廃止、再開の届出	8 頁
2-6	ひとやさ条例に基づく届出(工事着手前)	8 頁
2-7	ひとやさ条例に基づく届出(工事完了後)	9 頁
2-8	バリアフリー法に基づく届出	9 頁
3-1	路外駐車場の技術的基準	10 頁
3-2	路外駐車場の出入口の位置について	10 頁
3-3	路外駐車場の出入口の分離	12 頁
3-4	駐車場の出入口の視距・隅切り	12 頁
3-5	路外駐車場の車路	13 頁
3-6	建築物である路外駐車場の構造基準	13 頁
3-7	供用時間・駐車料金・管理規程等の明示	14 頁
3-8	駐車区画の大きさ	15 頁
3-9	車いす利用者の駐車区画の整備(ひとやさ条例、バリアフリー法)	16 頁
3-10	特定路外駐車場の車いす利用者の経路(ひとやさ条例、バリアフリー法)	16 頁
3-11	特殊装置を用いる場合の安全対策	16 頁
3-12	特殊装置を用いる場合の車路に相当する空地	16 頁
3-13	その他の構造基準等	17 頁

1 用語の定義

法

駐車場法

施行令

駐車場法施行令

施行規則

駐車場法施行規則

路外駐車場

法第 2 条第 1 項 2 号に規定される自動車の駐車のための施設(いわゆる、駐車場)で、道路以外に設置され、一般公共の用に供されるもの

一般公共の用に供される

利用者を限定せず、不特定多数の人が、自由に利用できること

専用駐車場

利用者が限定されている月極駐車場や、ビル・店舗等に来訪した人や従業員等のように利用者を限定している駐車場

※月極駐車場でも駐車区画が固定されていなければ、「一般公共の用に供される」駐車場(＝路外駐車場)と解されます

駐車区画

いわゆる駐車マス(自動車を駐車するためのスペース、通路は含まない)

特殊装置

いわゆる機械式駐車場、施行令第 15 条に規定される国土交通大臣が認定した特殊の装置を用いる駐車施設のこと

特定路外駐車場

路外駐車場のうち、建築物であるものや建築敷地に設けられるもの以外が該当します(バリアフリー法第 2 条第 1 項第 13 号)

都市計画区域内にあり、駐車区画の合計が 500 m²以上である平面の有料駐車場を指します(月極駐車場を除く)

バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

ひとやさ条例

仙台市ひとにやさしいまちづくり条例

路外駐車場移動等円滑化基準

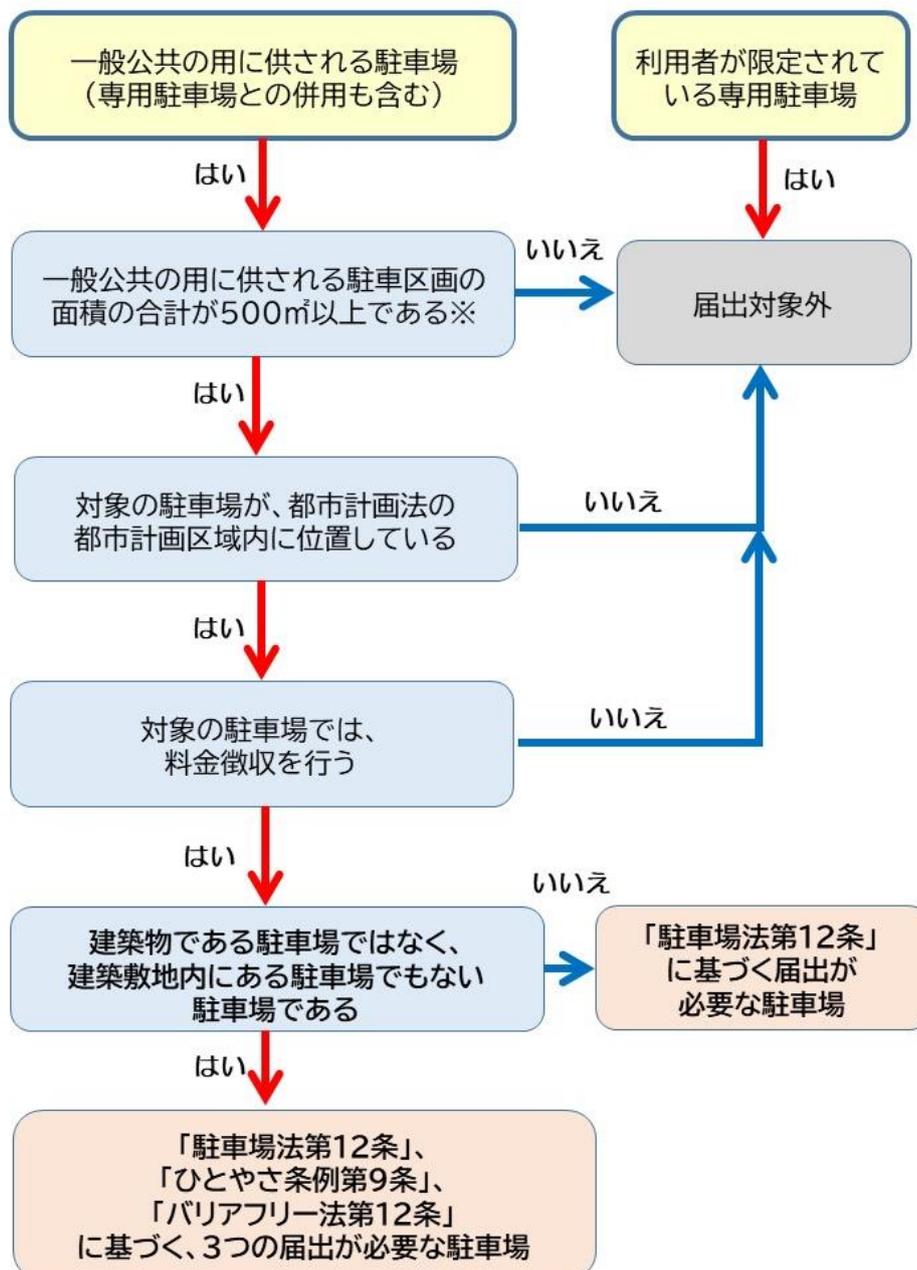
バリアフリー法第 11 条第 1 項の規定に基づく路外駐車場の構造及び設備に関する基準(移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令)

2-1 届出(変更も含む)の対象となる駐車場

路外駐車場に係る届出に関連する法令は、以下の3つです。

- ・駐車場法
- ・仙台市ひとにやさしいまちづくり条例(ひとやさ条例)
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

駐車場法の届出は、駐車区画の合計が 500 m²以上で、不特定多数の人が利用できる有料の駐車場全てが対象ですが、ひとやさ条例とバリアフリー法の届出は特定路外駐車場に該当する場合のみ届出が必要です。



※「駐車区画の面積の合計が 500 m²以上である」…

一般公共の用に供する駐車区画の合計で、車路や料金徴収施設等の面積は含みません。

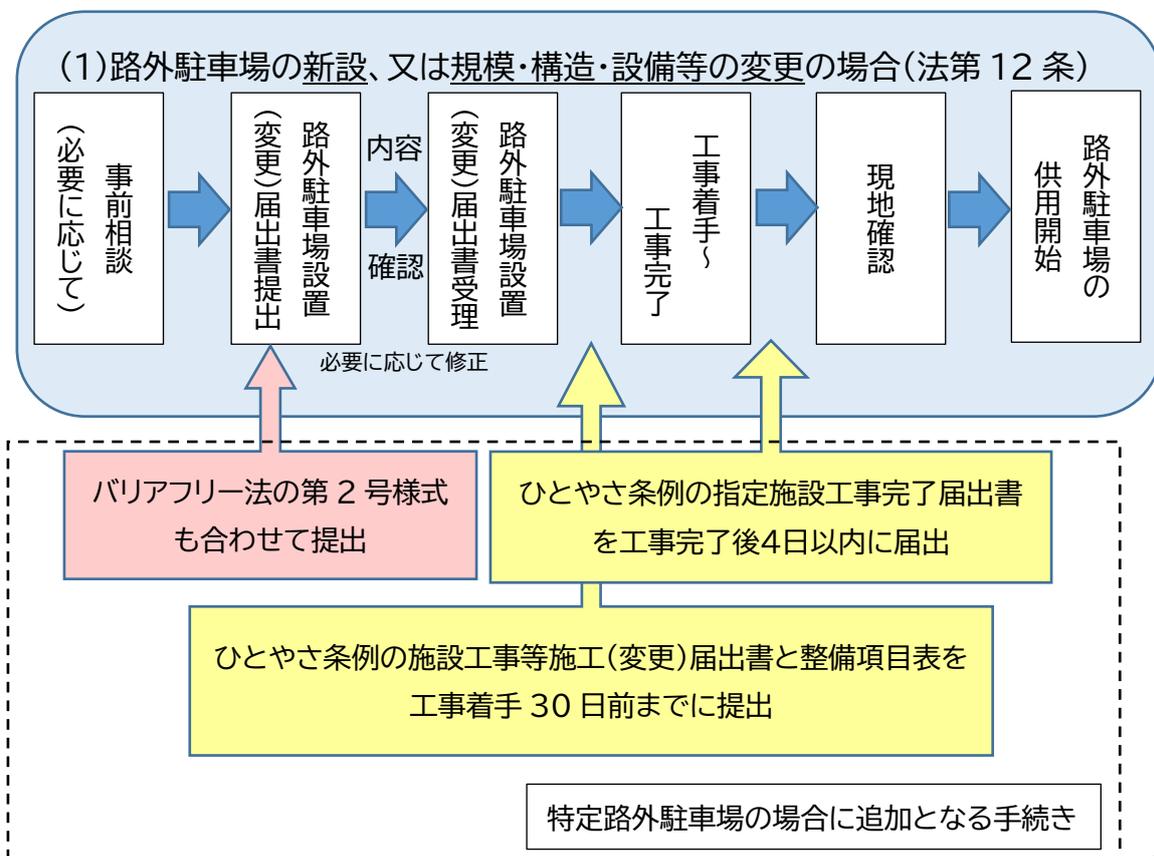
特殊装置の場合は、車を駐車するパレットや車箱の面積の合計とします。特殊装置の駐車区画の面積の算定の困難なものについては、下表のとおり面積とみなして算定してください。

特殊装置の種類	面積/1 台当たり
自動二輪車だけの駐車のために供する装置	2.3 m ² /台
小型自動車又は軽自動車(自動二輪車を除く。)だけの駐車のために供する装置	12 m ² /台
普通自動車(大型のバス、トラック等を除く。)の駐車のために供する装置	15 m ² /台

機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準(平成26年12月25日国土交通省告示第1191号)

2-2 届出手続きの流れ

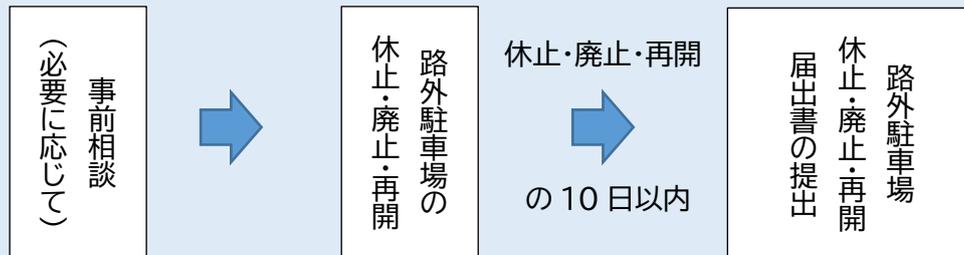
2-1 のフロー図で届出対象の路外駐車場と判断された場合の届出手続きの流れは、以下の通りです。それぞれの場合に応じて、必要な届出書を交通政策課まで提出してください。(直接持参又は、郵送)



(2)路外駐車場の管理規程の新設又は変更の場合(法第 13 条)



(3)路外駐車場の休止・廃止・再開の場合(法第 14 条)



届出書の必要部数

(1)~(3)それぞれの届出書の提出に際し、必要な提出部数は 2 部です。交通政策課での事務手続き後、届出者に対し 1 部返却します。

2-3 路外駐車場の新設、又は規模・構造・設備等の変更の届出

(1)届出者 路外駐車場の管理者

(2)提出時期 工事着手前（変更の場合、変更のための工事着手の前）
 ※構造基準を満たさない場合は、是正工事を行う必要があります。
 工事の手戻り等を防ぐためにも、必要に応じて、設計段階からご相談ください。

(3)提出書類 2部

下表の1～4は必須、5～7は建築物である路外駐車場の場合には必要、8・9は特殊装置を用いた路外駐車場の場合に必要です。

施行規則第1条

No.	書類の名称	記載内容等
1	路外駐車場設置(変更)届出書	変更の場合は、変更箇所を赤書き 押印は不要
2	位置図	縮尺 1/10,000 以上の地形図
3	チェックリスト	構造基準を満たしているかチェックしたもの
4	駐車場平面図 (複数枚に分割しても可)	縮尺 1/200 以上 <input type="checkbox"/> 駐車場の区域 <input type="checkbox"/> 駐車場の用に供する部分の面積 <input type="checkbox"/> 出入口の位置 <input type="checkbox"/> 出口の視野角 <input type="checkbox"/> 車路・通路・車室等の寸法 <input type="checkbox"/> 路面標示 <input type="checkbox"/> 出入口等が面する道路の状況(道路幅員、歩道・中央分離帯等の現況) <input type="checkbox"/> 料金徴収施設、案内サインの位置 <input type="checkbox"/> その他、構造基準を満たしていることが確認できる内容
5	各階平面図(建築物)	縮尺 1/200 以上 <input type="checkbox"/> 車路の有効幅員(内のり半径 5.0m以上の軌跡) <input type="checkbox"/> 照度分布 <input type="checkbox"/> 避難階段又は避難施設 <input type="checkbox"/> 換気施設(換気装置又は開口部)

		<input type="checkbox"/> 路面標示 <input type="checkbox"/> スロープの仕上げ・縦断勾配 <input type="checkbox"/> 防火区画(給油所等の火災の危険がある施設を附置する場合) <input type="checkbox"/> その他、構造基準を満たしていることが確認できる内容
6	立面図(建築物)	縮尺 1/200 以上、2 面以上
7	断面図(建築物)	縮尺 1/200 以上、2 面以上 <input type="checkbox"/> 車路、車室の有効高さ <input type="checkbox"/> スロープの縦断勾配
8	特殊装置大臣認定書	
9	特殊装置認定図面	

2-4 路外駐車場管理規程の新設又は変更届出

(1)届出者 路外駐車場の管理者

(2)提出時期 供用開始後又は変更後、10日以内

(3)届出書類 2部

法第 13 条、施行規則第 2・3条

No.	書類の名称	記載内容等
1	路外駐車場管理規程(変更)届出書	押印不要
2	前回提出した路外駐車場管理規程(変更)届出書の写し	
2	管理規程(変更前、変更後全文) ※参考 (国都街第 82 号平成 30 年12 月 27 日「駐車場法施行令及び駐車場法施行規則の改正について(技術的助言)」)	<input type="checkbox"/> 路外駐車場の名称 <input type="checkbox"/> 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人の場合は、代表者の氏名も) <input type="checkbox"/> 路外駐車場の供用時間(休業日、供用開始時間と終了時間) <input type="checkbox"/> 駐車料金(上限額) <input type="checkbox"/> 供用契約に関する事項(駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償も含むこと) <input type="checkbox"/> 路外駐車場の構造上、駐車することが出来ない

		自動車 <input type="checkbox"/> 路外駐車場に付帯して行う業務がある場合の内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項
--	--	---

2-5 路外駐車場の休止、廃止、再開の届出

(1)届出者 路外駐車場の管理者

(2)提出時期 それぞれの行為後の10日以内

(3)届出書類 2部

法第 14 条

No.	書類の名称	記載内容等
1	路外駐車場休止・廃止・再開届出書	押印不要

2-6 ひとやさ条例に基づく届出(工事着手前)

特定路外駐車場の新設や変更をする場合、ひとやさ条例第 9 条第 1 項に基づく届出が必要です。

(1)届出者 駐車場工事の施行主

ひとやさ条例第 9 条第 1 項

(2)提出時期 工事に着手する 30日前まで

ひとやさ条例施行規則第 5 条第 1 項

(3)届出書類 1部

ひとやさ条例施行規則5条第 1 項
ひとやさ条例施行規則実施要領第 2 条

No.	書類の名称	記載内容等
1	施設工事等施工(変更)届出書	押印不要
2	整備項目表	該当する整備項目が基準に合致しているか確認してください

2-7 ひとやさ条例に基づく届出(工事完了後)

特定路外駐車場の新設や変更の工事完了後、ひとやさ条例第 9 条 2 項に基づく届出が必要です。その後、届出に基づき、本市の検査を実施します。

(1)届出者 駐車場工事の施行主

ひとやさ条例第 9 条第2項

(2)提出時期 工事完了後、4日後まで

ひとやさ条例施行規則第 5 条第3項

(3)届出書類 1部

ひとやさ条例第9条第 2 項

ひとやさ条例施行規則実施要領第3条第 1 項

No.	書類の名称	記載内容等
1	指定施設工事完了届出書	押印不要

2-8 バリアフリー法に基づく届出

特定路外駐車場の新設や変更をする場合、バリアフリー法第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく届出が必要です。

(1)届出者 路外駐車場の管理者

バリアフリー法第 12 条第 1 項

(2)提出時期 工事着手前

※「2-3 路外駐車場の新設又は規模・構造・設備等の変更の届出」と同時

バリアフリー法第 12 条第 1 項

(3)届出書類 1部

バリアフリー法施行規則第 7 条第 2 項

No.	書類の名称	記載内容等
1	第 2 号様式	バリアフリー法施行規則により定められた第 2 号様式
2	駐車場平面図	1/200 以上(路外駐車場の届出で使用する駐車場平面図で可)

※駐車場法に基づく届出対象の路外駐車場は、バリアフリー法第 12 条第 1 項のただし書きに該当するため、第 2 号様式の届出となります。

3-1 路外駐車場の技術的基準

駐車区画の面積の合計が 500 m²以上ある路外駐車場には、駐車場法により、その技術的基準が定められています。技術的基準は、料金の有料・無料、都市計画区域内外を問わず適用されるものです。(法第 11 条)

3-2 路外駐車場の出入口の位置について

駐車場の自動車の出入口は、以下の部分に設けることはできません。

施行令第 7 条

(1) 道路交通法第 44 条第 1 項各号に掲げる道路の部分

- ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル
- ② 交差点の側端、又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分
- ③ 横断歩道、又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後 5m 以内の部分
- ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分、及びそこから前後 10 m 以内の部分
- ⑤ 乗合自動車等の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置(バス停)から 10m 以内の部分
- ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分

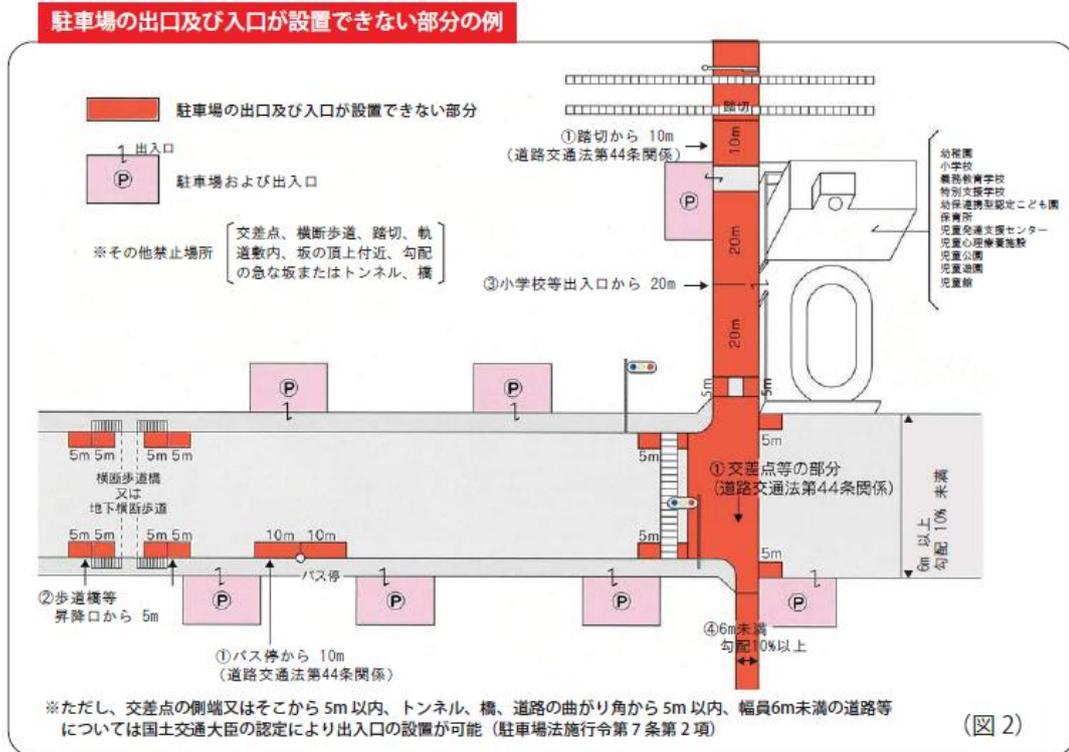
(2) 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から 5m 以内の道路の部分

(3) 小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館から 20m 以内の部分。

幼稚園等上記の施設の出入口に接して柵が設けられた歩道がある道路、その出入口に接する歩道があり縁石線などで車線が往復方向別に分離されている道路以外の道路では、その出入口の反対側およびその左右 20m 以内の部分

(4)橋

(5)幅員が6m未満の道路、又は縦断勾配が10%を超える道路



ただし、国土交通大臣が「道路の円滑かつ円滑な交通の確保に支障がない」と認めた場合には、例外的に出入口を設けることができます。

実際に「道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状等に応じて、関係する道路管理者や宮城県公安委員会との協議又は意見聴取に基づき、個別に判断されます。

施行令の一部を改正する政令(平成 30 年政令 354 号)

国土交通大臣が例外的に認める場所

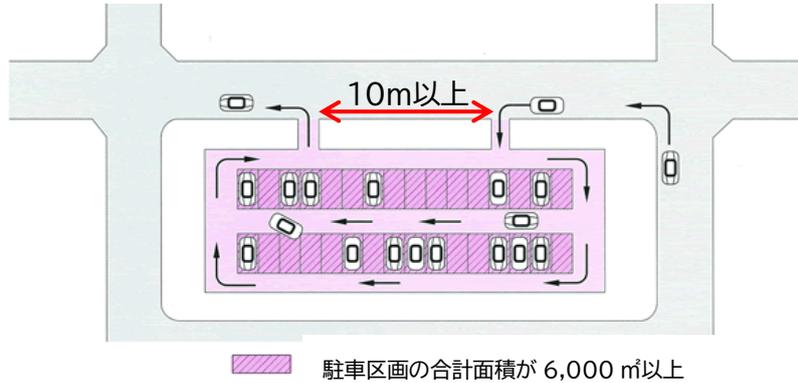
安全確保のために必要な措置を講じることにより、以下の場所に例外的に駐車場の出入口を設けることができます。

- ・交差点の側端、又は道路の曲がり角から5m以内の道路の部分
- ・トンネル、橋
- ・安全地帯の左側、又はそこから前後 10m以内の部分
- ・乗合自動車等の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置 (バス停)から 10m以内の部分
- ・幅員 6m未満の道路

3-3 路外駐車場の出入口の分離

駐車区画の合計の面積が 6,000 m²以上の路外駐車場では、自動車の出口と入口を分離した構造とし、それらの間隔を道路に沿って 10m 以上離してください。

施行令第 7 条第 1 項第 5 号

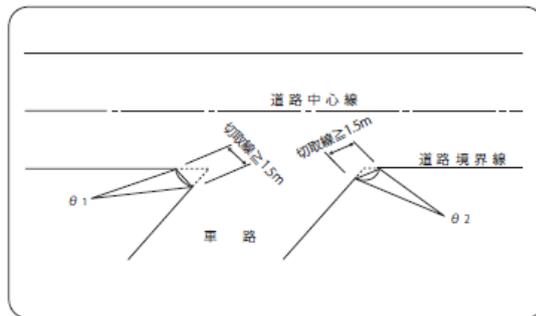


ただし、車線が中央分離帯等で往復の方向別に分離されている場合は適用されません。

3-4 駐車場の出入口の視距・隅切り

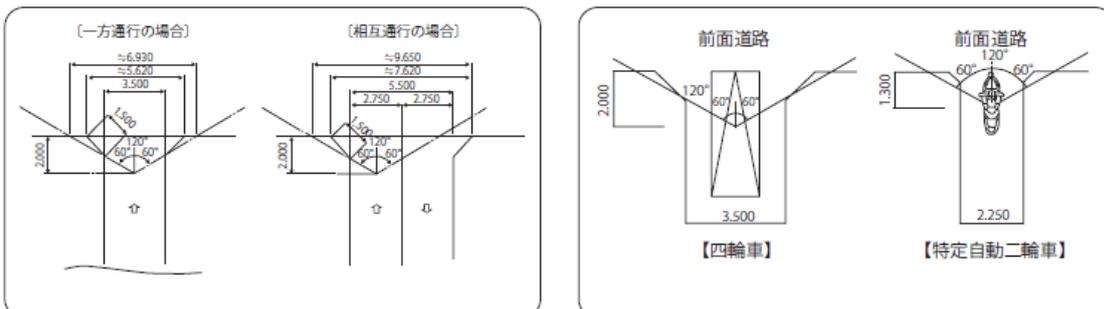
自動車の出入口に隅切りを設ける必要がある場合は、隅切り線の長さは 1.5m 以上とし、隅切り線と車路との角度と隅切り線と道路の角度を等しくすることを標準としてください。

施行令第 7 条第 1 項第 6 号



自動車の出口では、出口から 2m 後退した車路の中心線上 1.4m の高さで、出口が面する道路の中心線に直角に向かって、左右それぞれ 60 度以上の視野を確保してください。

施行令第 7 条第 1 項第 7 号



3-5 路外駐車場の車路

車路は、自動車が円滑かつ安全に走行できなければなりません。

施行令第 8 条第 1 項

車路の有効幅員は、下表のとおりです。

施行令第 8 条第 2 項

車路の有効幅員	自動車	特定自動二輪車
相互通行の場合	5.5m以上	3.5m以上
一方通行の場合	3.5m以上	2.25m以上
一方通行で、車路に面して料金徴収施設が設けられており、歩行者が通行しない場合	2.75m以上	1.75m以上

※料金徴収施設…精算機が設置されていない入口の料金ゲートも含む。

第 27 回全国駐車場政策担当者会議質問No.5

3-6 建築物である路外駐車場の構造基準

建築物である路外駐車場には、車路の基準のほか、はり下の有効高さ等も決められています。

施行令第 8 条第 3 項、第 9 条～第 14 条

建築物の構造基準	
車路のはり下の有効高さ	2.3m以上
駐車区画のはり下の有効高さ	2.1m以上
車路屈曲部	自動車が5m以上の内のり半径で回転できる構造
車路傾斜部	縦断勾配は 17%以下、 路面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げる
避難階段	直接地上へ通じる出入口のある階以外に駐車のために設ける部分がある場合は、建築基準法施行令第 123 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する避難階段を設けなければならない。
防火区画	給油所等の火災の危険がある施設を附置する場合、その施設と路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第 2 条第 7 号)の壁又は、特定防火設備(建築基準法施行令第 122 条第 1 項)によって区画しなければならない。

換気装置	内部の空気を床 1 m ² につき毎時 14 m ³ 以上直接が域と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 1/10 以上であるものについては、この限りではない。
照明装置	以下の照度を保つための必要な照明装置を設けなければなりません。 (1)自動車の車路の路面 10ルクス以上 (2)自動車の駐車のために供する部分 2ルクス以上 ※屋根のない屋上にも駐車マスがある場合にも適用 (第 30 回全国駐車場施策担当者会議質問No.9)
警報装置	自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

3-7 供用時間・駐車料金・管理規程等の明示

届出が必要な路外駐車場には、駐車場利用者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければなりません。

施行令第 17 条

損害賠償等が定められている管理規程が有効となる前提条件として、駐車場利用者が容易に認識できるよう管理規程を明示しておいてください。特に、利用者から連絡のないまま長期に置かれている車両について、管理規程により処分されることがある旨が定められている場合については、駐車券等にも明示しておくことが望ましいとされています。

国都街第 64 号平成17年1月26日「駐車場管理規程例」の策定について(技術的助言)

3-8 駐車区画の大きさ

駐車場法による駐車区画の大きさの規定はありませんが、駐車区画の大きさは、設計対象車両に応じて、下表を参考に、車両が安全かつ円滑に出入りできる大きさとしてください。

設計対象車両	幅	奥行き
軽自動車	2.0m以上	3.6m以上
小型乗用車	2.3m以上	5.0m以上
普通乗用車	2.5m以上	6.0m以上
小型貨物車	3.0m以上	7.7m以上
大型貨物車及びバス	3.3m以上	13.0m以上

参考：駐車場設計・施工指針(国土交通省通達)

駐車場附置義務条例(仙台市)の対象となる建築物に付属している駐車区画の大きさは、以下の通りです。

駐車場附置義務条例第9条

設計対象車両	幅	奥行き
一般用	2.3m以上	5.0m以上
車いす利用者用	3.5m以上	6.0m以上

※大臣認定を受けた機械式駐車場については、駐車場附置義務条例の駐車区画の大きさの規定は適用外です。

特定路外駐車場における車いす利用者用の駐車区画の大きさは、以下の通りです。

幅・奥行き：ひとやさ条例施行規則第4条別表第2ホ

幅：路外駐車場移動等円滑化基準第2条第2項1

設計対象車両	幅	奥行き
車いす利用者用	3.5m以上	6.0m以上

3-9 車いす利用者用の駐車区画の整備(ひとやさ条例、バリアフリー法)

以下の駐車場には、車いす利用者のための駐車区画を 1 つ以上、整備する必要があります。

- ・駐車場附置義務条例の対象となる建築物に付属している駐車場
駐車場附置義務条例第 9 条第 2 項
- ・特定路外駐車場
ひとやさ条例施行規則第 4 条別表第 2 ホ、路外駐車場移動等円滑化基準第 2 条第 1 項

3-10 特定路外駐車場の車いす利用者の経路(ひとやさ条例、バリアフリー法)

特定路外駐車場の車いす利用者用駐車区画の位置や駐車場の敷地外までの経路にも基準があります。

特定路外駐車場に関して、ひとやさ条例とバリアフリー法の構造基準が適用されます。それぞれの構造基準には違いがありますが、より厳しい基準であるひとやさ条例の基準(整備項目表)を満たすよう整備を行ってください。

※バリアフリー法による構造基準…路外駐車場移動等円滑化基準第 2 条・第 3 条
ひとやさ条例による構造基準…ひとやさ条例施行規則第 4 条別表第 2 ホ

3-11 特殊装置を用いる場合の安全対策

特殊装置(いわゆる機械式立体駐車場)において、過去に一般利用者等の死亡・重傷事故等の重大事故が発生していることに鑑み、再発防止の観点から、特殊装置大臣認定書の条件に記載している事項を遵守し、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」(国土交通省)に準拠するよう努めてください。

3-12 特殊装置を用いる場合の車路に相当する空地

特殊装置を用いた届出が必要な路外駐車場には、「円滑かつ安全に走行する車路」として特殊装置と道路との間に、当該特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けてください。

ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることとしてください。

駐車場法施行令第 15 条の認定基準について(通知)(昭和 43 年 10 月 16 日建設省都再発第 53 号)

※「当該特殊装置に収容可能な自動車 2 台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地」とは？

駐車場附置義務条例の空地(宮城県建築基準条例)と同じ大きさが必要とは限りません。車路に相当する…相互通行の 5.5m 以上の幅で、特殊装置に収容可能な自動車 2 台分以上の奥行きがあれば問題ないと考えます。

3-13 その他の構造基準等

その他判断に迷うような場合には、全国駐車場政策担当者会議資料(国土交通省 HP)の記載内容も参考にしてください。